小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域			
				三・四〇
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域			
				二・四七
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域	短期	一・九八	二・四七
		中期	二・三五	
		長期	二・四七	

小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域			
				一・五四
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域			
				一・五四
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域	短期	一・二四	一・五四
		中期	一・四七	
		長期	一・五四	

小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域			
				二・〇〇
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域			
				一・七七
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域	短期	一・四二	一・七七
		中期	一・六九	
		長期	一・七七	

小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域			
				二・四七
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域			
				二・〇〇
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	すべての水域	短期	一・六〇	二・〇〇
		中期	一・九〇	
		長期	二・〇〇	

第一号の表備考ヤ中「小割り式ぎんざけ養殖業」を「小割り式さけ・ます養殖業」に改め、「てん補方式が」の下に「全病害不てん補方式又は」を加え、「ウ、ノ、オ又はク」を「オ、ク、マ、ケ又はフ」に改め、同表備考ヤを同表備考コとし、同表備考ク中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「ウ、ノ又はオ」を「オ、ク、マ又はケ」に改め、同表備考クを同表備考フとし、同表備考オ中「てん補方式が」の下に「全病害不てん補方式又は」を加え、「ウ又はノ」を「オ又はマ」に改め、同表備考オを同表備考ケとし、同表備考ノ中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「ウ」を「オ又はク」に改め、同表備考ノを同表備考マとし、同表備考キ中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「ウ」を「オ又はク」に改め、同表備考キを同表備考ヤとし、同表備考ウ中「共済契約者が共済責任期間」を「共済契約者（その共済契約に係るてん補方式が全病害不てん補方式又は特定病害不てん補方式である者を除く。）が共済責任期間」に改め、「（当該共済契約に係るてん補方式が特定病害不てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を削り、同表備考ウを同表備考オとし、同表備考オの次に次のように加える。

ク　共済契約者（その共済契約に係るてん補方式が全病害不てん補方式又は特定病害不てん補方式である者に限る。）が共済責任期間の開始日前四年間にその共済責任期間の終了する日が含まれる共済契約を締結していた場合における基準共済掛金率は、表に掲げる率に、直前契約により漁業共済組合から当該養殖共済の共済金の支払を受けず又は受けないことが確実であると認められる場合には当該直前契約に係る等級から一を差し引いて得た等級（当該直前契約に係る等級が一等級の場合は、一等級）が属する次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合、直前契約により漁業共済組合から当該養殖共済の共済金の支払を受け又は受けることが確実であると認められる場合には当該直前契約に係る等級に十を加えて得た等級（当該直前契約に係る等級が十五等級から二十四等級までの場合は、二十四等級）が属する同表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

区分	割合
一等級	百分の八十七
二等級	百分の八十八
三等級	百分の八十九
四等級	百分の九十
五等級	百分の九十一
六等級	百分の九十二
七等級	百分の九十三
八等級	百分の九十四
九等級	百分の九十五
十等級	百分の九十六
十一等級	百分の九十七
十二等級	百分の九十八
十三等級	百分の九十九
十四等級	百分の百
十五等級	百分の百一
十六等級	百分の百二
十七等級	百分の百三
十八等級	百分の百四
十九等級	百分の百五
二十等級	百分の百六
二十一等級	百分の百七
二十二等級	百分の百八
二十三等級	百分の百九
二十四等級	百分の百十

第一号の表備考ム中「小割り式三年魚たい養殖業」を「小割り式二年魚たい養殖業」に改め、同表備考ラを同表備考キとし、同表備考ナ中「小割り式二年魚はまち養殖業」の下に「、小割り式三年魚はまち養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式三年魚かんぱち養殖業、小割り式三年魚ひらまさ養殖業及び小割り式四年魚くろまぐろ養殖業」を加え、同表備考ナを同表備考ウとし、同表備考ネを同表備考ムとし、同表備考ツ中「9区」を「10区」に、「10区」とは、9区」を「11区」とは、10区」に改め、同表備考ツを同表備考ナとし、同表備考ナの次に次のように加える。

ラ　「12区」とは、静岡県、兵庫県、島根県、佐賀県又は鹿児島県の地先水面を、「13区」とは、12区に掲げる県以外の都道府県の地先水面をいう。

第一号の表備考ソ中「6区」とは、千葉県」を「7区」とは、千葉県」に、「7区」とは、短期」を「8区」とは、短期」に、「8区」とは、6区及び7区」を「9区」とは、7区及び8区」に改め、同表備考ソを同表備考ネとし、同表備考レ中「3区」とは、福井県、三重県」を「4区」とは、福井県、三重県、和歌山県」に、「4区」とは、和歌山県、広島県」を「5区」とは、広島県」に、「5区」とは、3区及び4区」を「6区」とは、4区及び5区」に改め、同表備考レを同表備考ツとし、同表備考タ中「、1区」を「、広島県、福岡県又は長崎県の地先水面を、「3区」とは、1区及び2区」に改め、同表備考タを同表備考ソとし、同表備考ヨを同表備考タとし、同表備考タの次に次のように加える。

レ　「小割り式二年魚くろまぐろ養殖業」とは、令第十三条第二十八号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業を、「小割り式三年魚くろまぐろ養殖業」とは、令第十三条第二十九号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業を、「小割り式四年魚くろまぐろ養殖業」とは、令第十三条第三十号（令第二十二条の五において準用する場合を含む。）に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう（以下同じ。）。

第一号の表備考カを同表備考ヨとし、同表備考リから同表備考ワまでを同表備考ヌから同表備考カまでとし、同表備考チ中「小割り式ぎんざけ養殖業」を「小割り式さけ・ます養殖業」に改め、同表備考チを同表備考リとし、同表備考トを同表備考チとし、同表備考ヘを同表備考トとし、同表備考ニ中「漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同表備考ニを同表備考ホとし、同表備考ハを同表備考ニとし、同表備考ロを同表備考ハとし、同表備考イの次に次のように加える。

ロ　「全病害不てん補方式」とは、法第百十八条の二（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号。以下「令」という。）第十三条第一号から第二十二号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる養殖業ごとに、疾病による死亡の全部を共済事故としないてん補方式をいう（以下同じ。）。

第三号を第四号とし、第二号中「係るものの」の下に「法」を加え、「前号」を「前二号」に改め、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。